

資料 2

全戸配布広報誌「北いわて最前線」  
制作業務

業務仕様書

令和 3 年 7 月

岩手県県北広域振興局経営企画部

この「業務仕様書」は、県北広域振興局（以下「県」という。）が、『全戸配布広報誌「北いわて最前線」制作業務』（以下「本業務」という。）の委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

いわて県民計画に掲げる県北広域振興圏の目指す将来像の実現に向けて、県が実施する地域特性を生かした主要施策や市町村、事業者・団体、住民等と連携・協力して実施している取組について、分かりやすく地域住民に周知することで、県北圏域が一体となった地域づくりの機運醸成を図るため、当該広報誌を制作します。

### (2) 業務の名称等

#### ① 業務名

全戸配布広報誌「北いわて最前線」制作業務 一式

#### ② 業務内容

全戸配布広報誌「北いわて最前線（特集号）」の制作

### (3) 委託期間

委託契約の締結日から令和3年10月29日（金）までとします。

### (4) 委託予定上限額

950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案条件

コンペ参加者は、趣旨を踏まえ、下記に基づき企画提案書（見本誌）を作成し、提案するものとします。今回は、2の(2)にある企画骨子のうち、表紙と特集1頁目（1頁から2頁まで）を企画提案の対象とします。なお、特集2頁目と3頁目（3頁から4頁まで）はダミーページでかまいませんが、レイアウト・デザイン処理を行い、ページ構成などの全体の体裁が把握できるようにしてください。

### (1) 共通事項

① 企画提案書は7部提出してください。

② 企画提案書には次の資料も添付してください。

ア 本業務の実施に要する費用の内訳を明らかにした費用積算内訳書。

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額としますので、コンペ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載してください。

イ 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）

③ 提出する企画提案は、各者1案のみとします。

④ 提案書提出後の追加、修正は、原則認めません。

⑤ 企画提案書（見積書を含む）は、A4判とし、左綴じにまとめるものとします。

⑥ 企画提案に当たり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得てください。

- ⑦ 決定した制作物に関する著作権は発注者に帰属するものとします。
- ⑧ 納品は制作物のほか、Web 等で使用可能なデータを CD-R 等の電子媒体で提出するものとします。
- ⑨ 審査の結果、委託予定業者として選定された者は、発注者側との間で協議・調整を行ったうえで、制作・納品することになります。  
 なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがあります。
- ⑩ この事業が完了した場合は、速やかに事業完了報告書を作成し、提出してください。

## (2) 個別事項

委託業務の内容は下記のとおりとします。なお、業務の実施に当たっては、発注者（県北広域振興局）と協議することとします。

区 分	内 容
名称	全戸配布広報誌「北いわて最前線」
発行名義	企画・発行：岩手県県北広域振興局経営企画部 編集・印刷：受託者
業務内容	広報誌の発行に関する次の事項 (1) 企画構成 (2) 関係機関との打合せ (3) 取材の実施 (4) 原稿の作成 (5) 写真・カット等の手配、デザインの実施 (6) ワリツケ・校正その他の編集 (7) 印刷製本 (8) 発送・納入 (9) ホームページ用データ（PDF）作成 (10) その他必要な事項 なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。
規格等	(1) 判型：タブロイド判 (2) 頁数：4 ページ (3) 刷色：オールカラー (4) 紙質：マットコート紙もしくは上質紙 (5) 製本：546mm×405mm 二つ折り 2 枚（273mm×406mm） (6) 文字の大きさ：本文は 13 級程度 (7) 部数：46,000 部 納入期限 10 月上旬予定 (8) 発送箇所・部数：県北広域振興局及び県北広域振興圏 8 市町村（久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、一戸町、軽米町、九戸村）に別途指示する部数（概数は別紙）を納入すること。また、市町村納入に当たっては、別途指定された部数をブロックごとに仕分けて納入すること。なお、納入時は、タブロイド判を二つ折りにすること。

企画骨子	基本コンセプト	
	読者の御所野遺跡に対する興味・関心を喚起し、地域に世界遺産があることを意識付ける。	
	頁	コンテンツ
	内容	
1	表紙	御所野遺跡の世界遺産登録決定とその意義について ・御所野遺跡の概要を記載
2～4	特集	①遺跡発見から世界遺産登録までの道のりについて ・主要な出来事、県の取り組み等について掲載。 ②地域の取り組みについて ・支援団体の活動、地域住民の取り組み等について掲載。 ③管内市町村に残る縄文の世界について ・御所野遺跡以外の縄文遺跡等について記載 ④これからの各団体等の取り組みやイベントについて
※写真や画像を使い、視覚的な理解、印象付けを図る。		
※遺跡に近い地域の方に配布することから、一步踏み込んだ内容、企画を想定。		

### 3 契約に関する条件

#### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、3の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければなりません。

#### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 発注者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができます。
- ② 受託者は、上記①による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に書面で通知しなければなりません。

#### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から発注者に移転することとしますが、その詳細については、発注者及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めます。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはなりません。契約終了後もまた同様です。

#### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければなりません。

(別紙)

納入先	部数
県北広域振興局	2,000
久慈市	14,750
洋野町	5,900
野田村	1,500
普代村	1,050
二戸市	10,600
一戸町	4,800
軽米町	3,200
九戸村	2,200
計	46,000